

平成27年度第2回たつの市地域公共交通会議次第

日 時 平成 27 年 10 月 28 日 (水) 14時15分～

場 所 揖龍広域センター 2階講義室

1 開会

2 協議・報告事項

- (1) 法定協議会への移行について
- (2) たつの市地域公共交通会議規約 (案)
- (3) 委員の委嘱及び監事の選出について
- (4) 各種規程 (案) について
 - ① たつの市地域公共交通会議財務規程 (案)
 - ② たつの市地域公共交通会議事務局規程 (案)
- (5) 平成27年度事業計画 (案) 及び予算 (案) について
- (6) デマンド交通について
- (7) スケジュール (案) について

3 その他

次回の交通会議について

4 閉会

参考資料

項 目	頁 数
平成27年度たつの市地域公共交通会議委員名簿	1
法定協議会への移行について	2～3
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（抜粋）	4～5
たつの市地域公共交通会議の開催状況	6～7
たつの市地域公共交通会議規約（案）	8～11
たつの市地域公共交通会議財務規程（案）	12～13
たつの市地域公共交通会議事務局規程（案）	14～15
たつの市地域公共交通会議設置要綱を廃止する要綱（案）	16～18
規約第20条に基づく謝礼の支給について	19
平成27年度たつの市地域公共交通会議事業計画（案）及び予算（案）について	20～23
スケジュール（案）について	24
たつの市の公共交通をとりまく現状と課題	資料
交通手段に関するアンケート調査 基礎集計結果	資料
コミュニティバス利用者アンケート調査 基礎集計結果	資料

平成27年度たつの市地域公共交通会議委員名簿

No.	役員	WG委員	種 別	団 体 名 等	役 職	氏 名	備 考
1	会長	○	市民団体	たつの市連合自治会	副会長	寺 田 勝	
2	副会長	○	市民団体	たつの市連合婦人会	副会長	山 本 健 美	
3		○	市民団体	たつの市老人クラブ連合会	会 長	重 本 文 夫	
4			市民団体	たつの市観光協会	副会長	飯 田 健 人	
5			市民団体	たつの市商工会	副会長	金 澤 信 義	
6			市民団体	たつの市PTA協議会	副会長	辻 田 英 伸	
7			市民代表	公募委員（龍野）	—	藤 輪 邦 男	
8			市民代表	公募委員（新宮）	—	寺 澤 利 香	
9			市民代表	公募委員（揖保川）	—	西 口 小夜子	
10			市民代表	公募委員（御津）	—	村 西 正	
11			運送事業者	神姫バス株式会社 姫路営業所	所 長	魚 谷 観	
12		○	運送事業者	株式会社ウエスト神姫	業務部長	村 上 正 弘	
13			運送事業者	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 神戸支社	総務企画課長	藤 本 昭 宣	新規
14			運送事業者組織団体	公益社団法人 兵庫県バス協会	専務理事	中 澤 秀 明	
15		○	運送事業者組織団体 兼運送事業者	社団法人 兵庫県タクシー協会 (株式会社 龍野タクシー)	(代表取締役社長)	熊 淵 秀 夫	
16			運送事業者労働組合	神姫バス労働組合	執行委員	藤 元 忠	
17			地方運輸局長	国土交通省神戸運輸監理部 兵庫陸運部輸送部門	首席運輸企画専門官	清 水 俊 博	
18			道路管理関係機関	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所道路管理第二課	課 長	片 山 則 哲	
19			道路管理関係機関	兵庫県西播磨県民局 龍野土木事務所	所 長	樋 口 和 夫	
20			兵庫県関係行政機関	兵庫県西播磨県民局 光都土木事務所	所長補佐(企画調整担当)	田 口 司	
21			警察関係者	たつの警察署交通課	課 長	山 本 晋 也	変更
22			たつの市議会	たつの市議会	総務文教常任委員長	名 村 嘉 洋	
23			たつの市	たつの市	副市長	小 西 千 之	
24			道路管理関係機関	たつの市都市建設部	部 長	石 原 和 良	
25			市関係部局	たつの市健康福祉部	部 長	井 上 伸 史	

(順不同)

たつの市地域公共交通会議の法定協議会への移行について

(1) 地域公共交通会議と法定協議会の比較

	地域公共交通会議	法定協議会
根拠法令	道路運送法施行規則 (第9条の3)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条)
主宰者	地方公共団体	地方公共団体
目的	・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項	・地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関し必要な協議
対象交通モード	バス・タクシー(乗合)、 自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送)	多様な交通モード
構成員	・地方公共団体の長 ・一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 ・地方公共団体が必要と認める者 ・住民又は旅客 ・地方運輸局長 ・乗合バスの運転者が組織する団体	・地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体 ・関係する公共交通事業者、道路管理者、港湾管理者 ・その他計画を定めようとする事業を実施すると見込まれる者 ・地方公共団体が必要と認める者(公安委員会、地域公共交通の利用者、学識経験者等)
主な協議事項	・生活交通路線の維持確保方策 ・地域の交通計画の策定 ・地域の実情に応じたバス運行	・対象地域の現況 ・地域公共交通の問題点 ・地域公共交通網形成計画の基本的な方針、目標 ・目標達成のための事業及び実施主体の検討 ・達成状況の評価の手法
メリット	・事業の開始、変更等に係る国の処理期間の短縮 ・路線の休廃止の国への届出期間の短縮 ・自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送)が可能	・公共交通事業者等に対する協議会への参加要請応諾義務 ・協議会参加者の協議結果の尊重義務 ・公共交通事業者や利用者等による多様な関係者による合意形成

(2) たつの市地域公共交通会議

	地域公共交通会議	法定協議会
設置日	平成20年6月11日	平成27年10月28日
任期	任命又は委嘱の日から2年 ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。	
主な協議事項	(1) 市における公共交通のあり方に関する事項 (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関する事項 (3) 市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項 (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項	(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づく持続可能な地域公共交通網の形成を図るために必要な事項 (2) 道路運送法に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の輸送サービスの実現を図るために必要な事項 (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
会議	ワーキンググループの設置	

(3) ワーキンググループ

1 ワーキンググループとは

地域公共交通会議において、路線の軽微な変更、停留所の新設・移動・廃止、時刻表の変更など詳細事項まで全体会議で議論を行うことは困難であるため、交通会議の委員の中から、特に地域に密着されている市民団体や市民代表及び事業者を選出し、専門的に協議及び調査を行う会議のこと。

なお、ワーキンググループ内で協議した内容は、地域公共交通会議へ報告するものとする。

2 構成員について

	種別	団体名等
1	市民団体	たつの市連合自治会
2		たつの市連合婦人会
3		たつの市老人クラブ連合会
4	運送事業者	株式会社ウエスト神姫
5	運送事業者組織団体 兼運送事業者	公益社団法人 兵庫県タクシー協会 (株式会社 龍野タクシー)

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律【抜粋】

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における公共交通網(以下「地域公共交通網」という。)の形成の促進の観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることに鑑み、交通政策基本法(平成二十五年法律第九十二号)の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通網形成計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第二条～第四条まで省略

(地域公共交通網形成計画)

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画(以下「地域公共交通網形成計画」という。)を作成することができる。

2 地域公共交通網形成計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針

二 地域公共交通網形成計画の区域

三 地域公共交通網形成計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

五 地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項

六 計画期間

七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通網形成計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

3 地域公共交通網形成計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項を定めるよう努めるものとする。

4 第二項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。

5 地域公共交通網形成計画は、都市計画、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。

6 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他の利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

7 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。

8 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県（当該地域公共交通網形成計画を作成した都道府県を除く。）並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通網形成計画を送付しなければならない。

9 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通網形成計画の送付を受けたときは、主務大臣にあつては地方公共団体に対し、都道府県にあつては市町村に対し、必要な助言をすることができる。

10 第六項から前項までの規定は、地域公共交通網形成計画の変更について準用する。

（協議会）

第六条 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体

二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県（第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。）は、地域公共交通網形成計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

たつの市地域公共交通会議の開催状況

平成20年度	平成20年 7月28日	<u>〔第1回たつの市地域公共交通会議〕【平成20年度第1回】</u> ・たつの市公共交通及びコミバスの現状について ・コミバスの再編について ・ワーキンググループの設置について
	平成20年 9月22日	〔第1回ワーキンググループ会議〕 ・龍野Bルート 調査乗車 ・会長、副会長の選任 ・コミバスの再編について（方向性の協議）
	平成20年11月20日	〔第2回ワーキンググループ会議〕 ・龍野揖保ルート 調査乗車 ・コミバスの再編について（各路線の利用者数、運賃）
	平成21年 2月 3日	〔第3回ワーキンググループ会議〕 ・揖保川Bルート 調査乗車 ・コミバスの再編について（ルート統合案、代替手段、新規バス停設置、アンケート）
平成21年度	平成21年5月～6月	市において、利用状況アンケート調査を実施
	平成21年 7月30日	〔第4回ワーキンググループ会議〕（平成21年度第1回） ・委員の交代について ・利用状況アンケートの集計結果について ・コミバスの再編について（方向性）
	平成21年 8月12日	〔第5回ワーキンググループ会議〕（平成21年度第2回） ・コミバスの再編について（再編案、代替手段）
	平成21年10月28日	〔第6回ワーキンググループ会議〕（平成21年度第3回） ・たつの市内運行路線バスの現状について ・コミバスの再編について（再編の方向性のまとめ）
	平成21年11月25日	〔第7回ワーキンググループ会議〕（平成21年度第4回） ・コミバス再編答申について（ワーキンググループのまとめ）
	平成22年 2月 4日	<u>〔第2回たつの市地域公共交通会議〕【平成21年度第1回】</u> ・ワーキンググループからの答申報告 ・コミバス事業の再編について（方針・基準・日程決定）
平成22年度	平成22年 6月10日	〔第8回ワーキンググループ会議〕（平成22年度第1回） ・コミバス利用状況調査の中間報告 ・委員の任期満了について
	平成22年 7月23日	〔第9回ワーキンググループ会議〕（平成22年度第2回） ・コミバス利用状況調査の結果報告 ・コミバスの再編について
	平成22年 8月17日	<u>〔第3回たつの市地域公共交通会議〕【平成22年度第1回】</u> ・コミバス利用状況調査の結果報告 ・コミバス事業の再編について（再編ルート決定）
	平成22年10月 1日	運行事業者 神姫バス(株) ⇒ (株)ウエスト神姫 に変更
	平成22年10月12日	再編実施（7路線廃止／2路線新設⇒14路線で運行）
	平成23年 2月14日	〔第10回ワーキンググループ会議〕（平成22年度第3回） ・コミバス再編後の利用状況について ・今後の課題について

平成23年度	平成23年 9月20日	〔第11回ワーキンググループ会議〕（平成23年度第1回） ・路線バス（退出申出・事業者変更）について ・コミバス再編後の利用状況について
	平成23年 9月26日	〔第4回たつの市地域公共交通会議〕【平成23年度第1回】 ・副会長の選任 ・路線バス（退出申出・事業者変更）について ・コミバス再編後の利用状況について
	平成24年 1月18日	〔第5回たつの市地域公共交通会議〕【平成23年度第2回】 ・コミバスの再編について ・佐用町運営有償運送の実施について ・たつの市地域公共交通会議設置要綱の改正について
平成24年度	平成24年 4月 1日	コミバス見直し実施 （揖西ルート路線見直し／光都～西栗栖駅線廃止）
	平成25年 2月28日	〔第6回たつの市地域公共交通会議〕【平成24年度第1回】 ・会長、副会長の選任 ・コミバスの利用状況について ・コミバスの見直し基準の設定について
平成25年度	平成25年 7月8日	〔第7回たつの市地域公共交通会議〕【平成25年度第1回】 ・コミバスの利用状況について ・コミバスの再編について（ルート統合案、新規バス停設置） ・南北連結時刻表の見直しについて ・コミバス見直し候補路線について
平成26年度	平成26年 8月22日	〔第8回たつの市地域公共交通会議〕【平成26年度第1回】 ・会長、副会長の選任 ・コミバスの利用状況について ・コミバスの再編について（ルート変更案） ・佐用町運営有償運送にかかる協議について ・コミバス見直し候補路線について
	平成27年 2月17日	〔第9回たつの市地域公共交通会議〕【平成26年度第2回】 ・コミバスの再編について（ルート変更案、バス停設置・改廃） ・地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会について ・地域公共交通網形成計画にかかるアンケート調査について ・ワーキンググループ会議について ・佐用町運営有償運送にかかる通学定期制度導入協議について ・コミバスの利用状況について
平成27年度	平成27年7月	・高齢者・障害者への交通手段に関するアンケート調査を実施
	平成27年 7月22日	〔第10回たつの市地域公共交通会議〕【平成27年度第1回】 ・コミバスの利用状況について ・コミバスの再編について（ダイヤ改正案） ・高齢者・障害者への交通手段に関するアンケートについて ・たつの市の公共交通をとりまく現状について
	平成27年9月	・コミバス利用者アンケート調査を実施

たつの市地域公共交通会議規約

(趣旨)

第1条 この規約は、たつの市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織、運営その他交通会議について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく持続可能な地域公共交通網の形成を図るために必要な事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及びその他旅客の利便性増進並びに地域の事情に即した輸送サービスの実現を図るために必要な事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員25人をもって組織する。

2 委員は、副市長及び別表に掲げる者のうちから市長が任命、又は委嘱する者。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長、副会長及び監事を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、第3条第2項に規定する委員のうちから会長が指名する。

5 監事は、交通会議の会計監査を行い、その結果を交通会議において報告する。

(会議)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 交通会議を招集するときは、委員に対し、日時、場所、協議事項等を通知しなければならない。

3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

4 会長が必要と認めるときは、交通会議の招集を行わず、書面による協議に代えることができる。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに委員へ報告するものとする。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意

見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(代理出席)

第8条 やむを得ない理由により、交通会議に出席できない委員は、あらかじめ委任状を提出し、又は会長の許可を得て代理人を出席させることができる。

(会議の公開)

第9条 交通会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第10条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(議決)

第11条 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(協議結果の取扱い)

第12条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその協議結果を尊重しなければならない。

(ワーキンググループ)

第13条 交通会議は、協議又は調査のため必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、第3条に規定する構成員その他交通会議が必要と認めた者をワーキンググループ委員とすることができる。

3 ワーキンググループは、必要に応じて、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 ワーキンググループは、協議した事項について、交通会議へ報告するものとする。

(事務局)

第14条 交通会議の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局はたつの市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第15条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第16条 交通会議の運営に関する資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第17条 会長は、毎会計年度予算を調製し、交通会議の承認を得なければならない。

(決算)

第18条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく決算を調製し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第5条第5項の規定により当該監査の報告があった時は、当該監査に付した決算について交通会議の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第19条 交通会議の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝礼)

第20条 交通会議は、委員が会議に出席したときは、謝礼を予算の範囲内で支給することができる。

(交通会議が解散した場合の措置)

第21条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(補則)

第22条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年10月28日から施行する。

(経過措置)

2 最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(会計年度の特例)

3 交通会議の設立された日の属する年度の会計年度については、第15条の規定にかかわらず、設立された日から平成28年3月31日までとする。

別表（第3条関係）

委 員
市民団体又は市民の代表
交通事業者の職員
公益社団法人兵庫県バス協会の代表者又はその指名する者
一般社団法人兵庫県タクシー協会の代表者又はその指名する者
一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長又はその指名する者
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所長又はその指名する者
兵庫県たつの警察署長又はその指名する者
兵庫県の関係行政機関の職員
たつの市の関係機関の職員
その他交通会議の運営に必要と認める者

たつの市地域公共交通会議財務規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、たつの市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第19条の規定に基づき、たつの市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告)

- 第2条 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、規約第17条又は第18条の規定により予算又は決算に係る承認を得たときは、当該承認された予算又は決算を速やかにたつの市長に報告しなければならない。

(出納員)

- 第3条 会長は、交通会議の出納その他会計事務を補助させるため、事務局職員のうちから出納員を命ずるものとする。
- 2 出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(予算区分)

- 第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。
- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

- 第5条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、たつの市の例によるものとする。
- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、直近の交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

- 第6条 会長は、交通会議に属する現金等を、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(収入及び支出の手続)

- 第7条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、たつの市の例により行うものとする。
- 2 会長又は出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
- (1) 予算差引簿
- (2) その他必要な簿冊

(補則)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成２７年１０月２８日から施行する。

別表第１（第４条関係）

款	項	目
１ 負担金	１ 負担金	１ 負担金
２ 補助金	１ 補助金	１ 補助金
３ 委託金	１ 委託金	１ 委託金
４ 繰越金	１ 繰越金	１ 繰越金
５ 諸収入	１ 諸収入	１ 雑入

別表第２（第４条関係）

款	項	目
１ 運営費	１ 会議費	１ 会議費
	２ 事務費	１ 事務費
２ 事業費	１ 事業費	１ 事業費
３ 返還金	１ 返還金	１ 返還金
４ 予備費	１ 予備費	１ 予備費

たつの市地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、たつの市地域公共交通会議規約第14条第4項の規定に基づき、たつの市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に必要な事項に関すること。

(専決事項)

第3条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(公印)

第4条 交通会議の公印の名称、書体、寸法、材質、用途、管理者及び個数は、別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、たつの市の例による。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、たつの市の例による。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年10月28日から施行する。

別表（第4条関係）

名 称	書 体	寸 法	材 質	用 途	管理者	個数
たつの市 地域公共 交通会議 会長之印	古印体	方 2 1	つけ	会長名を もって する文書	事務局長	1

たつの市地域公共交通会議設置要綱を廃止する要綱

たつの市地域公共交通会議設置要綱（平成20年6月11日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年10月28日から施行する。

<参考：現行要綱>

たつの市地域公共交通会議設置要綱

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実情に即した旅客輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、たつの市（以下「市」という。）における住民の生活に必要な旅客輸送の確保及び公共交通の利便の増進を図るため、たつの市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

（協議事項）

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1） 市における公共交通のあり方に関する事項
- （2） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関する事項
- （3） 市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- （4） 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（構成員）

第3条 交通会議は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、副市長及び別表に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する者とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 交通会議を招集するときは、委員に対し、日時、場所、協議事項等を通知しなければならない。

3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

4 交通会議の議長は、会長がこれに当たる。

5 会長は、協議のため必要があると認めるときは、関係者の交通会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 交通会議の委員は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。

7 会長が必要と認めるときは、交通会議の招集を行わず、書面による協議に代えることができる。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに委員へ報告するものとする。

(代理出席)

第7条 やむを得ない理由により、交通会議に出席できない委員は、あらかじめ委任状を提出し、又は会長の許可を得て代理人を出席させることができる。

(会議の公開)

第8条 交通会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第9条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(議決)

第10条 交通会議の議決の方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(協議結果の取扱い)

第11条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(ワーキンググループ)

第12条 交通会議は、協議又は調査のため必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、第3条に規定する構成員その他交通会議が必要と認めた者をワーキンググループ委員とすることができる。

3 ワーキンググループは、必要に応じて、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 ワーキンググループは、協議した事項について、交通会議へ報告するものとする。

る。

(庶務)

第13条 交通会議の庶務は、公共交通担当課において処理する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成20年6月11日から施行する。

(経過措置)

2. この要綱の施行の日以後最初に開かれる交通会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成24年1月18日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員
市民団体又は市民の代表
一般旅客自動車運送事業者の指名する者
社団法人兵庫県バス協会の指名する者
社団法人兵庫県タクシー協会の指名する者
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の指名する者
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長又はその指名する者
兵庫県西播磨県民局県土整備部龍野土木事務所長又はその指名する者
兵庫県たつの警察署長又はその指名する者
兵庫県の関係行政機関の職員
たつの市の関係機関の職員

規約第20条に基づく謝礼の支給について

(1) 謝礼は、予算の範囲内で支給することができる。

ただし、国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定するもの及び辞退する者には、支給しない。

(2) 謝礼の額は、「たつの市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」第2条の規定を準用して、1日につき8,600円を出席した委員に支給する。ただし、会長においては、1日につき9,100円とする。

平成27年度たつの市地域公共交通会議事業計画（案）

平成27年度事業計画

（１）たつの市地域公共交通網形成計画の作成協議

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項の規定に基づき、たつの市地域公共交通網形成計画案の作成に関する協議を行う。

（２）デマンド交通運行へ向けた協議

デマンド交通の実証運行（平成28年10月～平成29年3月予定）と鉄道ダイヤと路線バスダイヤを軸として、現在運行しているコミバスとの連携を含めた協議を行う。

【参考資料】

たつの市地域公共交通網形成計画の策定について

1 地域公共交通網形成計画について

地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年10月1日施行）（以下「活性化再生法」という。）に基づき、市町村が主体となって地域の関係者（市民、交通事業者、道路管理者、警察等）による協議会を設置し協議のうえ、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため策定する計画です。

2 形成計画策定の目的

少子高齢社会の進展や、中心市街地の衰退、マイカー社会の進行などの社会問題へ対応するため、自動車に過度に依存した交通体系から、地域の交通事情を踏まえ、公共交通が便利で使いやすく、歩行者や自転車安全に安心して移動でき、自動車を加えたそれぞれの交通手段が連携した交通体系への転換をめざして、交通政策基本法の制定や活性化再生法の改正に伴い、持続可能な公共交通網を実現するため形成計画を策定します。

なお、地域公共交通網形成計画の策定までの取組みを、「地域公共交通調査等事業」（地域公共交通調査事業―計画策定事業）として国の認定を受け、さらに、本計画に位置づける再編実施計画の策定を、「地域公共交通調査等事業」（地域公共交通再編推進事業―再編計画策定事業）として行い、再編実施事業を行います。その取組みと並行して、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」（地域内フィーダー系統）に対する支援の拡大を受けることができます。

3 本市における位置づけ

形成計画は本市公共交通政策のマスタープランとして位置づけ、上位計画である総合

計画・都市計画マスタープラン・立地適正化計画との整合を図りつつ、地域公共交通の活性化及び再生に資する事業プログラムとして策定します。

また、形成計画に基づき、再編実施計画に基づく再編実施事業および地域内フィーダー系統確保維持計画を策定します。

4 策定主体

たつの市

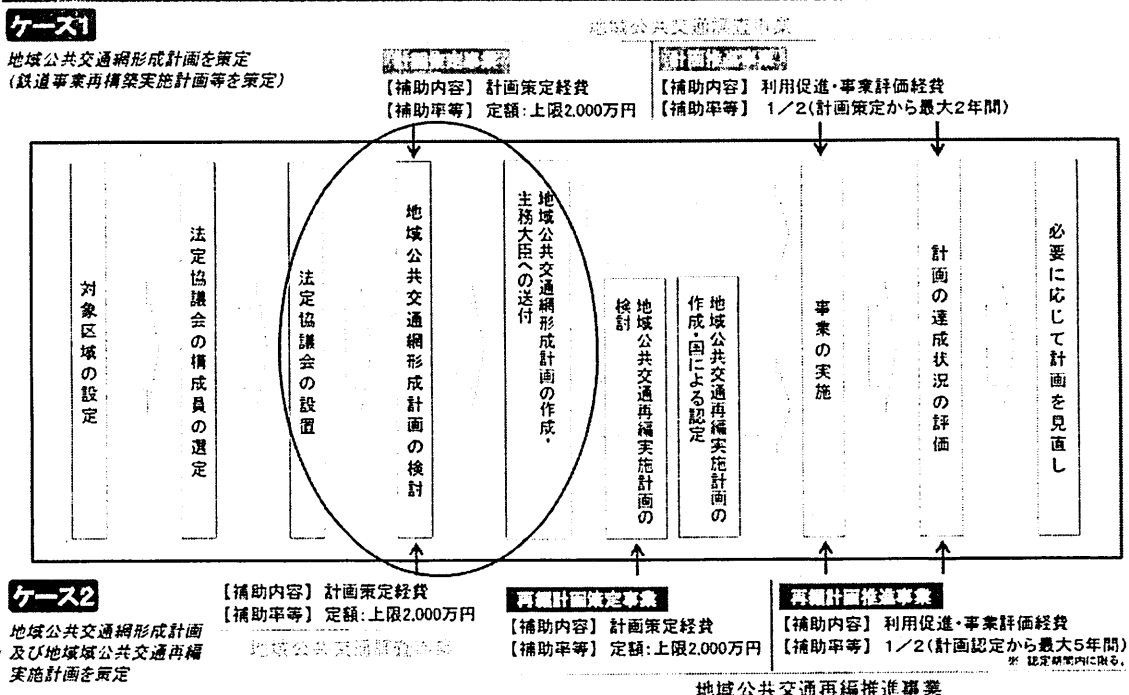
(活性化再生法第6条に規定する法定協議会であるたつの市地域公共交通会議で協議)

5 計画に定める事項

- (1) 基本的な方針
- (2) 区域
- (3) 目標
- (4) 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- (5) 達成状況の評価に関する事項
- (6) 計画期間

6 「地域公共交通調査事業」について

地域公共交通調査事業と地域公共交通再編推進事業の活用イメージ  国土交通省



-10-

(国土交通省資料より)

7 形成計画の概要

(1) 基本的な方針

交通政策基本法や活性化再生法に基づく、コンパクトプラスネットワークの考え方と、上位計画である都市計画マスタープランの整備方針や立地適正化計画、さらには、総合計画およびたつの市まち未来創生戦略とも連携し、鉄道駅及び路線バスのバス停を交通結節点とした、総合的な交通ネットワークの再編を行います。地域公共交通の主な利用者である、高齢者・障害者のたつの市における移動状況と交通需要を把握し、南北に長い地勢を走るコミュニティバス路線を幹線・支線・枝線の3つに分類し、それぞれの交通モードの特性を活かしつつ、デマンド交通などの新たな公共交通体系を含めて再編し、たつの市の新公共交通システム（ネットワーク）を構築します。

(2) 区域

市域全体

(3) 目標

- ①持続可能で誰もが歩いて外出できる交通ネットワークの構築
- ②市民・交通事業者・地域団体など、多様な主体との協働による地域公共交通の確保・維持・改善
- ③公共交通を円滑に利用できる環境の整備と観光を含めた利用促進・活性化

(4) 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

＜公共交通の整備・利便性の向上・利用促進＞

（南北連結ルートの増強、デマンド型交通導入を含めたフィーダー系統のコミュニティバスネットワークの再編、路線バスの維持確保改善、既存循環型コミュニティバス路線と観光交流を含めた環境整備、隣接市町との広域連携バス路線維持確保改善、バス走行環境の改善、鉄道駅・バス停待合空間環境整備、交通結節点・乗換拠点の整備、バリアフリー化の推進、鉄道輸送の安全確保、姫新線チャレンジ300万人乗車作戦の推進、パークアンドライド・サイクルアンドライド・パークアンドバスライドの推進、ICカードの積極的な利用促進、公共交通の利用促進情報の発信）

(5) 達成状況の評価に関する事項

公共交通利用者の増加、バス利用者の増加、鉄道駅利用者の増加、車から公共交通への転換者数増加、駅前や中心市街地の駐輪場利用者増加、公共交通利用者の満足度向上、公共交通の利用機会増加

(6) 計画期間

平成29年から平成33年までの5年間（以降5年間隔で見直し）

平成27年度たつの市地域公共交通会議予算（案）

【収入の部】

（単位：千円）

区分			予算額	摘要
款	項	目		
負担金	負担金	負担金	3,446	たつの市負担金
補助金	補助金	補助金	5,368	国土交通省地域公共交通調査事業（計画策定）補助金
委託金	委託金	委託金	0	
繰越金	繰越金	繰越金	0	
諸収入	諸収入	雑入	0	
計			8,814	

【支出の部】

（単位：千円）

区分			予算額	摘要
款	項	目		
運営費	会議費	会議費	502	委員出席謝礼 会長@9,100×1人×5回=45,500円 委員@8,600×15人×3回=387,000円 WG委員@8,600×4人×2回=68,800円
	事務費	事務費	2,944	事務協議及び事務連絡旅費@5240×6回=31,440円 事務用品（トナーカートリッジほか）707,080円 会議賄い（お茶）@120×5回分延べ180人=21,600円 印刷製本費（コミュニティバス路線図・時刻表・デマンド交通利用促進用説明パンフレット作成ほか）@22.3×35,000枚×1.08×2種類=1,685,880円 電話料金@3,000×6ヶ月=18,000円 郵券料@120×2,000世帯×2=480,000円
事業費	事業費	事業費	5,368	形成計画策定基礎調査業務委託
返還金	返還金	返還金	0	
予備費	予備費	予備費	0	
計			8,814	

協議・策定等スケジュール（※随時ワーキンググループ会議を開催する）

年月	スケジュール	内容
平成27年10月28日	法定協議会へ移行	○要綱、規定、役員の選出、平成27年度事業計画及び予算（案）等 ○網形成計画に定める方針、目標、主要施策、効果、評価指標等の提示 ○高齢者・障害者交通行動・コミバス利用者アンケート調査結果と課題提示
平成27年12月	法定協議会の開催	○調査分析・ルート再編案作成 ○網形成計画案の骨子作成 ○デマンド交通実証実験の準備 （対象地域、事業主体・方式の選定方法等）
平成28年3月	法定協議会の開催	○網形成計画案の策定 ○デマンド交通実証実験方法の決定
平成28年4月	法定協議会の開催	○平成28年度事業計画及び予算（案） ○再編実施計画（案）検討開始
平成28年6月	法定協議会の開催	○デマンド交通実証実験運行事業者の決定
平成28年7月～	住民説明会	○デマンド交通実証実験利用者登録・地元説明会
平成28年10月～ 平成29年3月	デマンド交通実証実験	○利用促進
平成29年3月	法定協議会の開催 パブリックコメント	○実証実験の分析結果を形成計画（案）に反映 ○網形成計画（案）に対する市民の意見募集 ○平成29年度事業計画及び予算（案）
平成29年4月	形成計画策定 デマンド交通運行開始 パブリックコメント	○網形成計画策定 ○再編実施計画（案）策定 ○地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）にかかる生活交通確保維持改善計画（案）策定
平成29年6月	法定協議会の開催	○H29生活交通確保維持改善計画策定（兵庫県生活交通対策協議会）3カ年（H29-31）
平成29年10月～	デマンド交通補助対象 期間開始	○地域公共交通確保維持改善事業（地域フィーダー系統）補助対象期間（H29.10-H30.9）